

# 事業所税に関する税制改正について

## 平成 31 年度税制改正

### (1) 企業主導型保育事業に係る特例措置の適用期限を 2 年延長

#### 【改正後】

平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に子ども・子育て支援法に基づく企業主導型保育事業の運営費に係る政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業 [法附則第 33 条⑥]

### (2) 沖縄振興特別措置法に基づく特例措置の適用期限を 2 年延長

#### 【改正後】

平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に設置された一定の事業の用に供する施設

- 沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域における特定民間観光関連施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。 [法附則第 33 条①]
- 沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興地域における一定の情報通信産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。 [法附則第 33 条②]
- 沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新促進地域における一定の産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。 [法附則第 33 条③]
- 沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積地域における一定の産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。 [法附則第 33 条④]

※事業所税申告の手引（平成 30 年 11 月版）は改正前の内容になっていますので、ご注意ください。

#### 【改正前】

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで